

## 富田林市災害廃棄物処理計画【概要】

### == 1. 総則 =====

#### ○計画の目的

富田林市における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とする。

#### ○計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「富田林市地域防災計画」等との整合を図り策定する。

#### ○対象とする災害

##### <地震災害>

本市地域防災計画に従い、**生駒断層帯地震**を被害想定とする。  
(マグニチュード 7.0~7.5 (震度 6 強) を想定)

##### <風水害>

大阪府河川整備課公表の大阪洪水リスク表示図を基に**石川の氾濫**を主な想定災害とする。

(おおむね 90mm/時間を想定)

## ○対象とする災害廃棄物

区分	廃棄物の種類
災害によって発生する廃棄物	木くず、コンクリートがら等、瓦くず、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、堆積物、その他適正処理困難物
生活ごみ	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

## ○災害廃棄物処理の基本方針

### <基本方針>

1. 衛生的かつ迅速な処理
2. 分別・再生利用の推進
3. 処理の協力・支援、連携
4. 環境に配慮した処理

### <処理期間>

災害の規模や災害廃棄物の発生量にもよるが、発災から概ね**3年以内**の処理完了を目指す。

## == 2. 災害廃棄物対策 =====

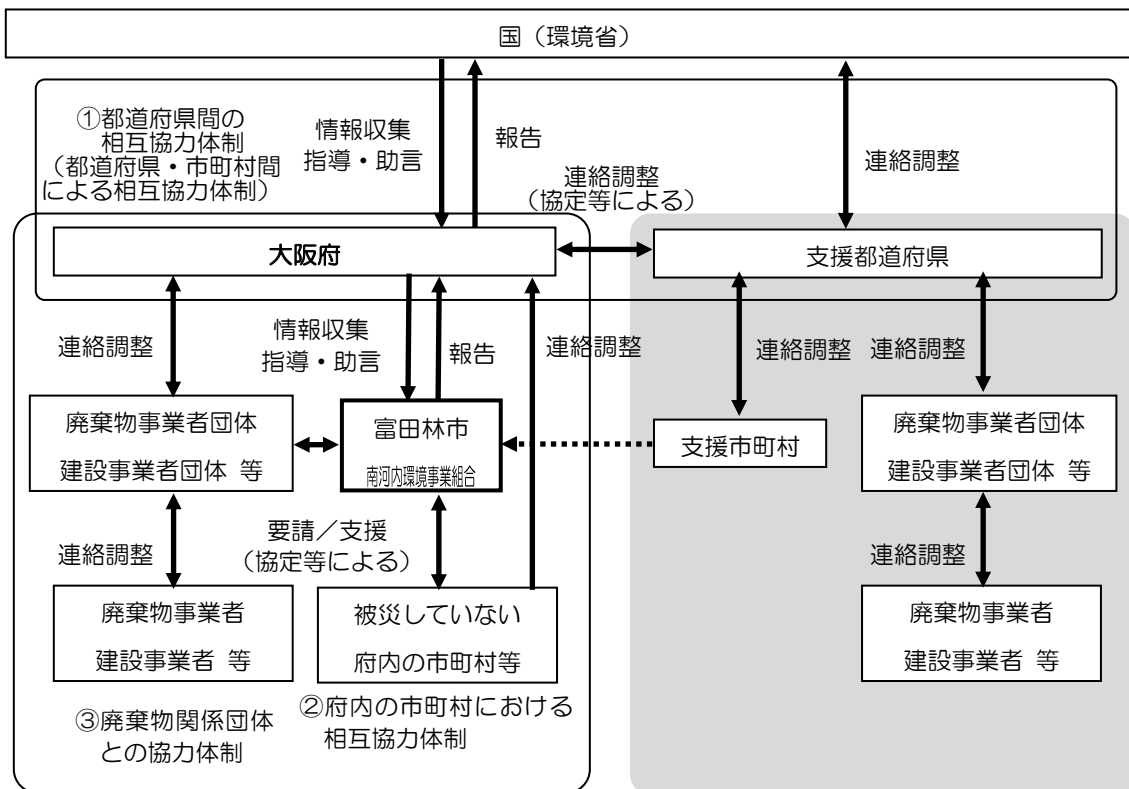
### ○組織体制・協力支援体制

#### <組織体制>

災害対策本部の組織に準じ、原則、環境部（市民人権部）が災害廃棄物処理にあたる。

#### <他市町村との連携>

他市町村等、都道府県と予め締結している災害協定等に基づき、連携する。災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）は下図のとおり。



出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）p.2-4、一部修正・加筆

## ○一般廃棄物処理等

発生する一般廃棄物について、それぞれの処理方針については、次のとおり。

### <仮設トイレ等し尿処理>

#### ・収集運搬

し尿の収集については、仮設トイレの収集を優先する。収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬委託業者とし、不足する場合は府へ支援要請を行う。

#### ・処理

処理は、原則南河内環境事業組合資源再生センターで行うものとするが、状況に応じて下水道処理施設の活用等を行う。

### <生活ごみ>

災害廃棄物の処理の実施とともに、被災地域外の生活ごみの処理を継続して実施する。生活ごみは、仮置場に搬入しないものとし、発災後 3～4 日で収集運搬・処理を開始することを目標とする。

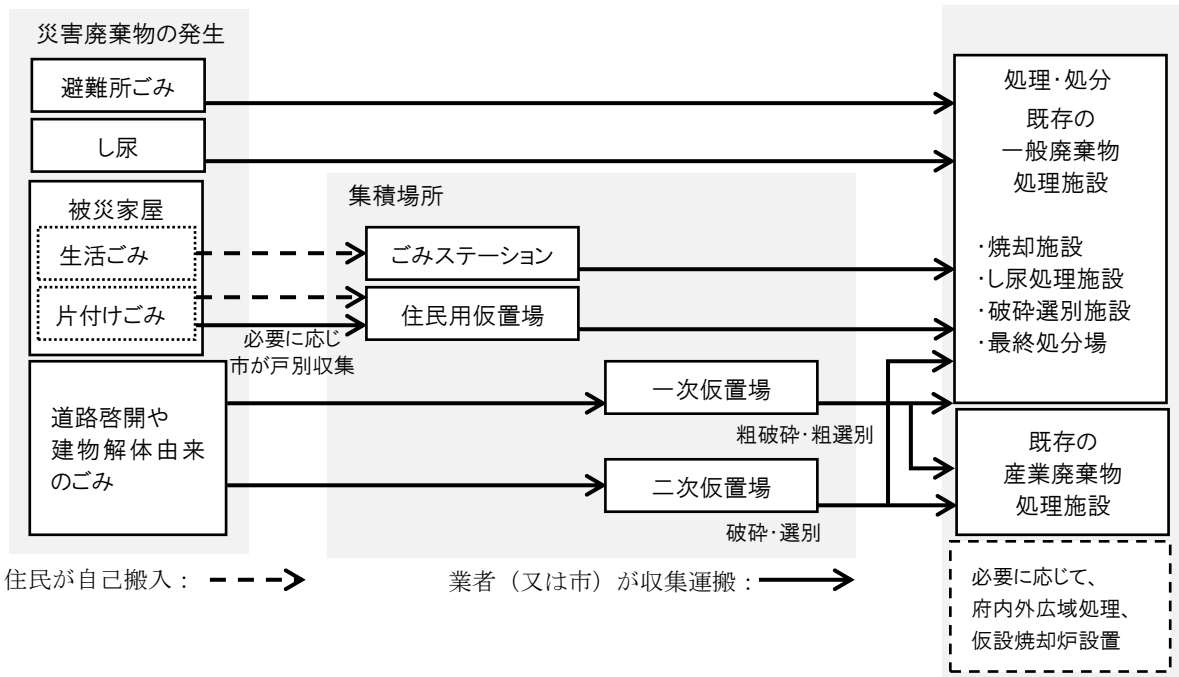
### <避難所ごみ>

避難所ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととするが、生活ごみとは別に収集を行う。

### <片づけごみ>

原則として仮置場へ持ち込んでもらうこととするが、発生量等の状況に応じて、戸別収集も検討する。

以上をふまえ、災害時における生活ごみ収集の流れを図示すると次図のようになる。



出典：宮城県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 8 月、宮城県）一部編集

## ○災害廃棄物処理対策

### <災害廃棄物発生量予測>

地震および風水害による災害廃棄物の発生予測量は下表のとおり。

災害種別	建物解体由来（千トン）					合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	
地震	302.8	302.8	874.8	111.0	90.8	1682.2
風水害	2.5	2.5	7.3	0.9	0.8	14.0

## ＜処理スケジュール＞

3年以内の処理完了を目指すこととしており、その場合は以下のスケジュールが目安となる。

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入	■					
災害廃棄物の処理		■				
仮置場の撤去						■

## ＜仮置場＞

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするため、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。

### ・必要面積

市で想定される対象災害が発生した際の一次仮置場の必要面積について、災害廃棄物対策指針による算出方法に基づき算出した結果、以下の面積が必要となる。

災害種別	仮置場必要面積 (ha)					
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
地震	18.2	6.6	19.1	2.4	5.5	51.7
風水害	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.4

※風水害の必要面積は、建物解体由来の災害廃棄物に対して必要となる面積である

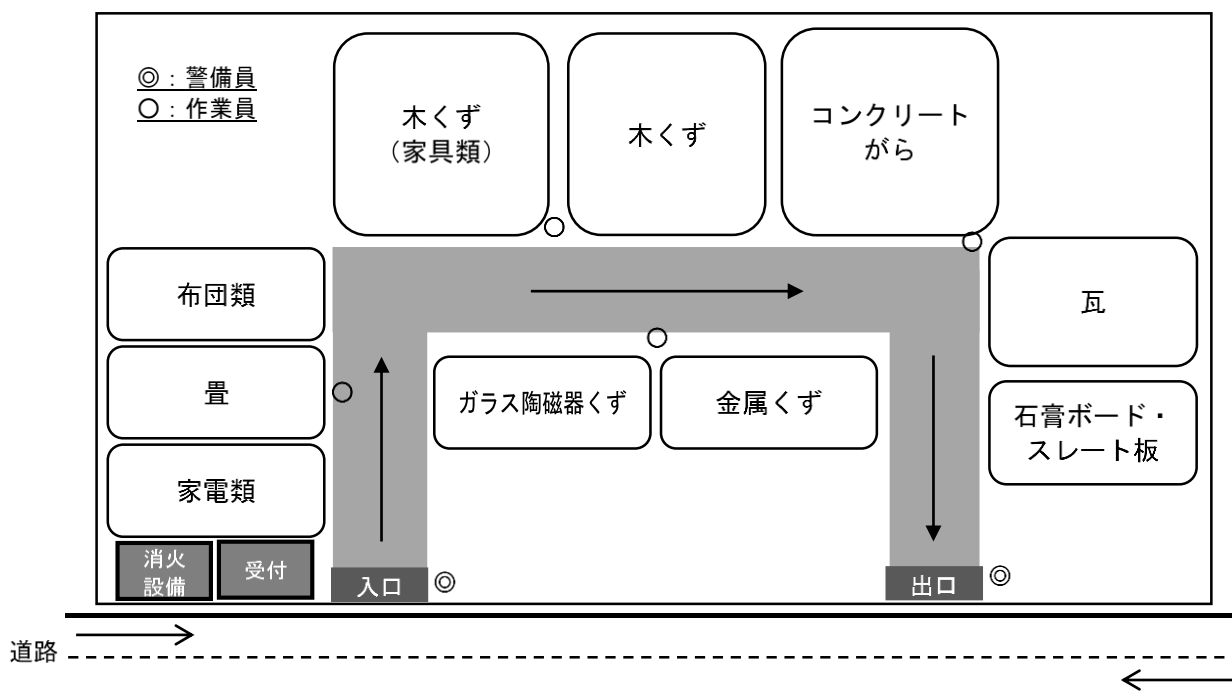
• 住民への周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで、市ウェブサイト、チラシ、放送等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

• 設計

主に以下の点に留意し、仮置場の設計を行う。仮置場の設計、分別配置（例）は次図のとおり。

- ◆ 仮置場の選定は、市災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆ 仮置場では、円滑に通行できるように一方通行の動線とすることに努める。
- ◆ 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。
- ◆ 生ごみは搬入不可とし、家電4品目は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆ 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。



※一次仮置場の設計、分別配置（例）

## ○災害廃棄物処理実行計画

この処理計画にもとづき、災害発災後、国、府が作成する基本方針・実行計画を参考に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。処理の状況に応じて段階的な見直しを行う。